

平成30年度保険料率について

平成30年度の保険料率について 〈支部評議会における意見〉

意見の概要

- | | |
|-------------------------------|------|
| 1. 平成30年度の平均保険料率について | |
| ①平均保険料率10%を維持するべきという支部 | 14支部 |
| ②引き下げるべきという支部 | 14支部 |
| ③ ①と②の両方の意見のある支部 | 19支部 |
| 2. 30年度の激変緩和措置について | |
| ①激変緩和措置を早期に解消するべきという支部 | 0支部 |
| ①と②の両方の意見のある支部 | 1支部 |
| ②激変緩和措置を計画的に解消すべきという支部 | 35支部 |
| ②と③の両方の意見のある支部 | 0支部 |
| ③激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかにするべきという支部 | 8支部 |
| 3. 保険料率の変更時期について | |
| 4月納付分からの改定が望ましい | 45支部 |

平成30年度の保険料率

1. これまでの議論の経緯

平成29年12月19日の運営委員会に資料として提示(次ページ参照)

2. 協会としての対応

(1) 平均保険料率について

平成30年度の平均保険料率については、10%を維持する。

(2) 激変緩和率について

現行の解消期限(平成31年度末)を踏まえて計画的に解消していく観点から、7.2/10とすることを厚生労働省保険局長に要請した。

(3) 保険料率の変更時期について

平成30年4月納付分からとする。

平成30年度保険料率に係る運営委員会における主な意見

【平均保険料率について】

■ 今後も一人あたり保険給付費の伸びが一人あたり標準報酬月額伸びを上回る構造は変わらないと思われるとともに、また、高齢化に伴い高齢者医療への拠出金の増大も予測される中、特に2025年度以降に保険料率を大幅に上げざるをえない状況になるのではないかという懸念があることから、長期的スパンで保険財政を考えたほうがよく、平均保険料率は10%に維持すべき。

■ 一度保険料率を引き下げ、数年後に保険料率を引き上げた場合、加入者・事業主が感じる負担感は非常に大きい。平均保険料率10%は限界に近いものがある。

■ 赤字の健康保険組合が500以上あり、保険料率10%以上の健康保険組合も増加する一方で、協会けんぽが保険料率を引き下げることばバランスを欠く。

■ 中小企業の経営を考慮し、準備金が増大していく場合には、少しは保険料を引き下げの気持ちが必要ではない。

■ 5年先、10年先の状況の変化は読みづらいので、引き下げられる時は、引き下げ、状況に応じて引き上げるといった形でもよいのではないか。

平成30年度保険料率に係る運営委員会における主な意見(つづき)

【保険料率を考えるにあたっての留意点について】

■ 公的医療保険は単年度収支均衡が原則である一方、協会けんぽは国庫補助を受けていることから、その持続可能性や安定的運営を十分考慮する必要がある。

■ 協会けんぽ発足前には保険料率の引き下げにより国庫補助が減額されるという事態がおこっているため、保険料率の引き下げは慎重に考えなければならない。

【都道府県保険料率を考える上での激変緩和措置】

平成30年度の激変緩和率は7.2/10に引き上げることで特段の異論はなかった。

【保険料率の変更時期】

平成30年4月納付分からで特段の異論はなかった。

第89回全国健康保険協会運営委員会(29年12月19日)
理事長発言要旨

今回の議論に当たり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。

これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的には10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている2025年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。

今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。

〈理事長発言要旨 つづき〉

また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。

以上を踏まえ、協会としては、平成30年度の保険料率については10%を維持したいと考える。

なお、激変緩和率については、平成31年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成30年度は10分の7.2として10分の1.4の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成30年4月納付分からとしたいと考えている。

最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで3年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5年ないし2025年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

介護保険の平成30年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

30年度は、29年度末に見込まれる剰余分(205億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.57% (4月納付分から変更)とする。

※ 30年度政府予算案では、介護納付金は9,729億円と前年度比で129億円の増加の見込み。

【参考】 20年度から30年度までの介護保険料率の推移

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
介護保険料率(%)	1.13	1.19	1.50	1.51	1.55	1.55	1.72	1.58	1.58	1.65	1.57
負担割合(2号被保険者)	31%	30%			29%			28%		27%	

※30年度から32年度までの介護給付費等に係る介護2号被保険者の負担割合は27%となる。

1.65%(現行)から30年4月以降に1.57%へ引き下げた場合の30年度の保険料負担の影響
(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 3,386円 (69,853円 → 66,467円) の負担減

〔月額〕 282円 (5,821円 → 5,539円) の負担減

(注1) 標準報酬月額を313,805円、賞与月額を年1.491月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は30年度(12か月分)の影響額であり、「月額」については「年額」の影響を12で除したものである。

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 (29年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (29年12月)	
収入	保険料収入	7,877	8,683	8,661	28年度保険料率： 1.58%
	国庫補助等	1,557	1,174	879	29年度保険料率： 1.65%
	その他	0	0	0	30年度保険料率： 1.57%
	計	9,434	9,856	9,540	納付金対前年度比
支出	介護納付金	9,503	9,858	9,729	⇒ ▲129
	その他	0	0	0	
	計	9,504	9,858	9,729	
単年度収支差		▲ 70	▲ 2	▲ 189	
準備金残高		207	205	17	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

平成28年度の都道府県支部別の収支差

- 平成30年度の都道府県単位保険料率の算定においては、平成28年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。当該精算額の数値がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

1	北海道	885	25	滋賀	344
2	青森	102	26	京都	▲393
3	岩手	6	27	大阪	▲412
4	宮城	▲436	28	兵庫	▲98
5	秋田	55	29	奈良	▲38
6	山形	▲306	30	和歌山	▲116
7	福島	277	31	鳥取	▲33
8	茨城	▲403	32	島根	▲96
9	栃木	▲202	33	岡山	147
10	群馬	▲126	34	広島	767
11	埼玉	▲57	35	山口	▲97
12	千葉	▲292	36	徳島	▲24
13	東京	768	37	香川	108
14	神奈川	146	38	愛媛	▲65
15	新潟	313	39	高知	29
16	富山	▲272	40	福岡	423
17	石川	▲104	41	佐賀	▲231
18	福井	▲53	42	長崎	15
19	山梨	▲75	43	熊本	▲684
20	長野	▲156	44	大分	▲380
21	岐阜	69	45	宮崎	▲31
22	静岡	165	46	鹿児島	▲8
23	愛知	670	47	沖縄	▲1
24	三重	▲105		全国計	0

平成30年度 保険料率の見込みについて

下記の数値は激変緩和率及び特別計上の最終的な平成30年1月下旬頃確定するため、暫定版である

	全国	静岡
医療給付費についての調整後の所要保険料率(a) (年齢、所得調整後)	5.17%	4.85%
所要保険料率(a+4.83)激変緩和前 4.83は全国一律 内訳は 前期高齢者納付金等 3.61% 保健事業経費等 0.79% その他 ▲0.02%	10.00%	9.68%
保険料率 激変緩和措置後	10.00%	9.77%
保険料率 激変緩和措置後 (平成28年度支部別収支差 1億6,500万円の精算含む)	10.00%	9.77%